



2026年1月14日

各 位

会社名 東宝株式会社
代表者名 代表取締役社長 松岡宏泰
(コード番号 9602 東証プライム、福岡)
問合せ先 取締役副社長執行役員
コーポレート本部長 太古伸幸
(TEL. 03-3591-1218)

株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更 ならびに株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を行うこと、ならびに株主優待制度を変更することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げるにより、投資家の皆さんにとって、より当社株式に投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、株式分割を実施いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2026年2月28日（土）を基準日として、同日（実質的には2月27日（金）となります。）の最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、5株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	176,000,000株
② 今回の分割により増加する株式数	704,000,000株
③ 株式分割後の発行済株式総数	880,000,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	2,000,000,000株

3. 目程

基準日公告日	2026年2月12日（木）
基準日	2026年2月28日（土）
効力発生日	2026年3月1日（日）

4. 株式分割に伴う定款の一部変更

（1）定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年3月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

（2）定款変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

（下線は変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
〔発行可能株式総数〕 第6条 当会社の発行可能株式総数は <u>4</u> 億株 とする。	〔発行可能株式総数〕 第6条 当会社の発行可能株式総数は <u>20</u> 億株 とする。

（3）変更の日程

2026年3月1日

5. 株式分割に関するその他の事項

（1）資本金の額の変更について

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

（2）配当について

今回の株式分割は2026年3月1日を効力発生日としておりますので、2026年2月28日を基準日とする2026年2月期の期末配当金については、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

6. 株主優待制度の変更について

（1）変更の理由

当社は、株主の皆様からの日頃のご支援に感謝し、当社グループの事業活動へのご理解を深めていただくことを趣旨として、映画・演劇へのご招待を内容とする株主優待制度を実施しておりますが、今回の株式分割にあわせて、株主優待制度の内容を変更いたします。

(2) 変更の内容

【現行株主優待制度】

対象株主：8月末現在株主および2月末現在株主（年2回）

	保有株式数 (株式分割前)	発行枚数 (半期ごと)	内容
映画株主ご招待券 (年2回)	100株～499株	1枚	TOHOシネマズ直営劇場および 共同経営劇場でご利用いただける 映画ご招待券 8月末株主：翌年1月～6月有効 2月末株主：同年7月～12月有効
	500株～999株	3枚	
	1,000株～1,999株	5枚	
	2,000株～2,999株	10枚	
	3,000株～4,999株	15枚	
	5,000株～9,999株	18枚	
	10,000株～	20枚	
演劇株主ご招待状 (年2回)	10,000株～	2枚 (ペア)	当社で指定する公演のS席（相当） ご招待状

【変更後株主優待制度】

対象株主：8月末現在株主（年1回）

	保有株式数 (株式分割後)	発行枚数 (年間)	内容
映画株主ご招待券 (年1回)	<u>100株～499株</u>	<u>1枚</u>	TOHOシネマズ直営劇場および 共同経営劇場でご利用いただける 映画ご招待券 <u>8月末株主：翌年1月～12月有効</u>
	<u>500株～2,499株</u>	<u>2枚</u>	
	<u>2,500株～4,999株</u>	<u>6枚</u>	
	<u>5,000株～9,999株</u>	<u>10枚</u>	
	<u>10,000株～24,999株</u>	<u>20枚</u>	
	<u>25,000株～</u>	<u>30枚</u>	
演劇株主ご招待状 (年1回)	<u>50,000株～</u>	<u>2枚</u> (ペア)	当社で指定する公演のS席（相当） ご招待状

(3) 変更の時期

2026年8月31日を基準日とする株主優待より、変更後の株主優待制度を適用いたします。

なお、2026年2月28日を基準日とする株主優待は、現行の株主優待制度が適用されます。

以上